

議案第 5 1 号

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正について

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 9 月 5 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、埋め戻しに使う土砂による地下水の汚染を防止することを目的とする条例の趣旨をより明確にするため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部を改正する条例

大口町地下水の水質保全に関する条例（平成12年大口町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（特定作業を行う土地で採取された土砂に、当該特定作業を行う土地以外で採取された土砂が混入した土砂を含む。）」を削る。

第5条第1項中「（一時的に仮置きされた土砂を使って埋め戻しを行う場合は、当該土砂が一時的に仮置きされている場所。以下同じ。）」を削り、「埋め戻し用土砂を現に採取する区域」の次に「（以下「土砂採取区域」という。）」を加える。

第5条第5項中「埋め戻し用土砂を採取する場所のうち埋め戻し用土砂を現に採取する区域」を「土砂採取区域」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 埋め戻し用土砂は、当該特定作業に使用するまでの期間、土壌検査を行った土砂採取区域ごとに区分して保管するものとする。

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 複数の土砂採取区域から採取した埋め戻し用土砂が混在する土砂を使って、特定作業を行ってはならない。

第11条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 町長は、第10条第2項の規定に違反して、現に特定作業を行っている者に対し、当該特定作業の中止を命ずることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に大口町地下水の水質保全に関する条例第4条第1項の規定による届出が提出されている特定作業については、改正後の大口町地下水水

質保全に関する条例第 5 条第 5 項及び第 1 0 条第 2 項の規定は適用しない。

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「在来の土砂以外の土砂」とは、特定作業を行う土地で採取された土砂以外の土砂をいう。ただし、特定作業が、一団の土地にわたって行われる場合は、当該一団の土地以外において採取された土砂をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「在来の土砂以外の土砂」とは、特定作業を行う土地で採取された土砂以外の土砂<u>(特定作業を行う土地で採取された土砂に、当該特定作業を行う土地以外で採取された土砂が混入した土砂を含む。)</u>をいう。ただし、特定作業が、一団の土地にわたって行われる場合は、当該一団の土地以外において採取された土砂をいう。</p>
<p>(土壌検査等)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に係る埋め戻し用土砂を採取する場所のうち、埋め戻し用土砂を現に採取する区域<u>(以下「土砂採取区域」という。)</u>ごとに、埋め戻し用土砂の有害物質に関する検査(以下「土壌検査」という。)を行わなければならない。</p>	<p>(土壌検査等)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に係る埋め戻し用土砂を採取する場所<u>(一時的に仮置きされた土砂を使って埋め戻しを行う場合は、当該土砂が一時的に仮置きされている場所。以下同じ。)</u>のうち、埋め戻し用土砂を現に採取する区域ごとに、埋め戻し用土砂の有害物質に関する検査(以下「土壌検査」という。)を行わなければならない。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 <u>埋め戻し用土砂は、当該特定作業に使用するまでの期間、土壌検査を行った土砂採取区域ごとに区分して保管するものとする。</u></p>	<p>5 <u>埋め戻し用土砂は、当該特定作業に使用するまでの期間、土壌検査を行った土砂採取区域ごとに区分して保管するものとする。</u></p>
<p>6 町長は、必要があると認めるときは、<u>土砂採取区域の土壌検査又は特定作業の現場で埋め戻しに使った土砂の土壌検査(以下「土砂採取区域等の土壌検査」という。)</u>を行うことができる。</p> <p>(特定作業の禁止)</p>	<p>5 町長は、必要があると認めるときは、<u>埋め戻し用土砂を採取する場所のうち埋め戻し用土砂を現に採取する区域の土壌検査又は特定作業の現場で埋め戻しに使った土砂の土壌検査(以下「土砂採取区域等の土壌検査」という。)</u>を行うことができる。</p> <p>(特定作業の禁止)</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第10条 略</p>
<p>2 <u>複数の土砂採取区域から採取した埋め戻し用土砂が混在する土砂を使って、特定作業を行ってはならない。</u></p>	<p>2 <u>複数の土砂採取区域から採取した埋め戻し用土砂が混在する土砂を使って、特定作業を行ってはならない。</u></p>

新	旧
<p><u>3</u> 略 (措置命令) 第11条 略</p> <p><u>2</u> 町長は、<u>第10条第2項の規定に違反して、</u> <u>現に特定作業を行っている者に対し、当該特</u> <u>定作業の中止を命ずることができる。</u></p> <p><u>3</u> 町長は、<u>第10条第3項の規定に違反して、</u> 現に特定作業を行っている者に対し、当該特 定作業の中止及び土砂採取区域等の土壌検査 を行うことを命じ、又は当該土壌検査の結果 を報告することを命ずることができる。</p> <p><u>4</u> 町長は、<u>第10条第3項の規定に違反して、</u> 特定作業を行った者に対し、土砂採取区域等 の土壌検査を行うことを命じ、又は当該土壌 検査の結果を報告することを命ずることがで きる。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>	<p><u>2</u> 略 (措置命令) 第11条 略</p> <p><u>2</u> 町長は、<u>第10条第2項の規定に違反して、</u> 現に特定作業を行っている者に対し、当該特 定作業の中止及び土砂採取区域等の土壌検査 を行うことを命じ、又は当該土壌検査の結果 を報告することを命ずることができる。</p> <p><u>3</u> 町長は、<u>第10条第2項の規定に違反して、</u> 特定作業を行った者に対し、土砂採取区域等 の土壌検査を行うことを命じ、又は当該土壌 検査の結果を報告することを命ずることがで きる。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>